

緑地管理業務委託契約書（案）

（総 則）

第1条 静岡県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目 的）

第2条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託場所 浜松市浜名区小松3220 西部運転免許センター
(2) 委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(3) 委託内容 緑地管理業務
（別紙「緑地管理要領」（以下「要領」という。）及び「設計書」に定める業務）

（委託料及び支払方法）

第3条 甲は、乙に対して委託業務を行うための費用（以下「委託料」という。）として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

なお、支払回数および金額については別添「業務内訳書」のとおりとする。

- 2 乙は、業務実施月の業務終了後、第10条の承認を受けた後に、委託料のうち別添「業務内訳書」のとおり当該月分の委託料を甲に請求するものとする。
3 甲は、乙から適法な請求書を受理した場合は、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

（業務実施計画書等の提出）

第4条 乙は、この契約締結後、速やかに様式1「業務実施計画書」及び様式2「業務代理人等通知書」に必要な書類を添付して、甲に提出しなければならない。

（業務従事者通知）

第5条 乙は、委託業務を実施するにあたって、あらかじめ様式3「業務従事者通知書」を甲に提出し、甲の承諾を得た後でなければ当該業務に従事させてはならない。これらの者を変更した場合も同様とする。

（注意義務）

第6条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を行うものとする。

（申出義務）

第7条 乙は、甲の定める要領の中に不適当な箇所があると認めるとき、又は、この契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利となったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、書面により甲

の承認を受けた場合はこの限りではない。

(実施状況の調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の実施状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

2 甲は、乙の実施した委託業務が仕様書に適合しないものであるときは、乙に対してその作業の手直しを命ずることができる。この場合において、手直しに要する費用は、乙の負担とする。

(委託業務実績報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務を実施した月毎に、様式4「委託業務実績報告書」に必要な書類を添付して提出し、甲の承認を受けなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつて暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
- (8) この契約の締結後、事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により3か月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(委託料の処理)

第12条 甲又は乙が前条の規定により契約を解除した場合の委託料の処理は、委託業務のうち、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(解除後の委託業務実績報告書の提出)

第13条 甲又は乙が第11条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は解除後10日以内に第10条の委託業務実績報告書に必要な書類を添付して甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第14条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関して、乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第11条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第11条の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約の変更)

第15条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(合意管轄)

第17条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第18条 この契約に関し、定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 鈴木 康友

(乙)